

○越谷市社会福祉審議会条例

平成 26 年 12 月 22 日

条例第 60 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 認定こども園に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 7 条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成13年条例第25号)

(2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成18年条例第6号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成30年条例第71号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日
規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例（平成 26 年条例第 60 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 2 条第 1 項に定めるところによる。

3 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第 3 条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第 3 条第 2 項に定めるところによる。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(会議の通知)

第 4 条 委員長は、条例第 6 条第 1 項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会（民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。）の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 7 条 第 4 条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第 8 条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉総務課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子ども施策推進課
- (4) 地域福祉専門分科会 地域共生部地域共生推進課
- (5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 9 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。